内閣参質二二二第二五号
令和八年十一月十七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

参議院議長　関口　昌一　殿

参議院議員石垣のりこ君提出サイバー攻撃による不正売買に伴う連鎖的な取引及び信用取引の損失処理及び被害者救済に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

内閣

参議院議員石垣のりこ君提出サイバー攻撃による不正売買に伴う連鎖的な取引及び信用取引の損失処理及び被害者救済に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねは、金融商品取引所において行われた株式等の売買の当該取引所による取消しについて問うものと考えるところ、お尋ねの「別の株式の買付けや買付け後の売却等の後続する取引」が当該取消しの対象となった株式とは別の銘柄の株式の売買についてのお尋ねであれば、株式会社東京証券取引所等が金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百十七条第一項の規定に基づき定めた業務規程（以下「業務規程」という。）において定める売買の取消しの対象とはならないと承知している。

二について

前段のお尋ねについては、御指摘の「復活のための売買を認める仕組み」は、株式会社東京証券取引所において行われた株式等の売買について、過誤のある注文により売買が成立している場合であって、その決済が極めて困難であり、当該取引所の市場が混乱するおそれがあると当該取引所が認めるときに限定して適用される御指摘の「約定取消しルール」の下で認められるものであり、「サイバー攻撃による不正注

文」に係る売買及び当該売買に係る御指摘の「連鎖的な取引」について、一般的には、当該仕組みを含む当該ルールの適用対象となることは想定されないと認識している。

後段のお尋ねについては、お尋ねの「同ルールの対象となる取引、数量及び手続上の条件」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、「約定取消しルール」については、過誤のある注文により、原則として当該注文に係る株式の上場株式数の二十パーセントを超える売買が成立した場合であって、その決済が極めて困難であり、当該取引所の市場が混乱するおそれがあると当該取引所が認める場合に、当該注文を発注した証券会社からの申請を受けて、当該取引所が定める売買を取り消すことができる旨を定めていると承知している。

三について

お尋ねは、金融商品取引所において行われた株式等の売買の当該取引所による取消しについて問うものと考えるところ、前段のお尋ねについては、株式会社東京証券取引所等は、業務規程において、過誤のある注文により売買が成立した場合において、その決済が極めて困難であり、当該取引所の市場が混乱するおそれがあると当該取引所が認めるときに限定して売買を取り消すことができる旨の定めがある。お尋ね

の「不正注文による売買」については、二についてで述べたとおり、一般的には、当該定めの適用対象となることは想定されないと認識していることから、当該定めの適用を前提としたお尋ねの「評価」についてお答えすることは困難である。

後段のお尋ねは、前段で御指摘の「不正注文による売買」及び当該売買に「後続する取引」の取消しについて問うものと考えるところ、前段で述べたとおり、「不正注文による売買」については、一般的には、当該定めの適用対象となることは想定されず、当該売買に「後続する取引」の取消しも一般的には想定されないと認識していることから、お尋ねの「措置」は特段講じていない。

四について

お尋ねの「基準」については、承知していない。

五について

お尋ねは、金融商品取引所において行われた株式等の売買の当該取引所による取消しについて問うものと考えるところ、お尋ねの「既に発生した損失」に係る「取扱い」については、株式会社東京証券取引所等は、業務規程及び金融商品取引法第百三十三条第二項の規定に基づき定めた受託契約準則において、証

券会社及び投資家は、当該取引所による売買の取消しにより損害を受けることがあっても、過誤のある注文を発注した証券会社及び当該取引所に故意又は重過失が認められる場合を除き、これらの者に対し損害の賠償を請求できない旨を定めていると承知している。また、お尋ねの「追加保証金の差入れ及び反対売買の結果」に係る「取扱い」については、当該取引所の規則等は存在しないと承知しており、一般的に、信用取引に係る証券会社と投資家との間の協議において決定されるものと考えている。

六について

お尋ねの「決定方法」については、一般的に、個々の取引において、当事者間の契約等に基づく場合があるほか、民事上の問題として、司法の判断による場合があると考えている。

七について

前段のお尋ねについては、当事者間の契約等に基づいて、個別の事実関係に即して判断されるものと考えている。

後段のお尋ねについては、政府としては、お尋ねの「被害を受けた投資家が十分な補償を受けられない事態を防ぐ」観点から証券会社において必要な場合に適切な対応がなされるよう、金融商品取引法の規定

等に基づき、証券会社に対して十分な財務基盤の確保を求めることとしており、これを通じて、「被害を受けた投資家」の保護が図られるものと考えている。

八について

お尋ねの「金融商品取引所の規則」の「見直し」については、三についてで述べた金融商品取引所において行われた株式等の売買の当該取引所による取消し並びに五についてで述べた証券会社及び投資家による過誤のある注文を発注した証券会社及び当該取引所に対する損害の賠償の請求についての定めがあるところ、一度成立した株式等の売買を取り消すことは、市場の公正性及び連続性の確保の観点から特に慎重に考える必要があることから、株式会社東京証券取引所等において、これらの定めを直ちに見直す予定はないと承知している。また、お尋ねの「関係法令」の「見直し」については、六についてで述べたとおり、「損失処理」及び「被害者救済」については、一義的には個々の取引において当事者間の契約等や司法の判断により対応されるものと考えており、政府として、「関係法令」を直ちに見直すことは考えていない。いずれにしても、政府としては、現下の状況を踏まえ、御指摘の「サイバー攻撃による不正注文」による被害等を防止するため、金融機関等に対しサイバーセキュリティ対策の強化等について注意喚起を

行っているところであり、引き続き、サイバー攻撃に対する金融機関等の対応状況等に関する実態把握を行うとともに、更なる対応については、必要に応じて検討してまいりたい。